

令和2年度財務監査(定期監査) 結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（定期監査）

第2 監査の対象

秘書課、企画政策部、総務部、財政部、市民環境部、産業振興部（農林水産振興課及び農林水産整備課の2課）、教育委員会事務局及び競艇企業局

第3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、次のとおり着眼点を設定した。

（1）共通的事項

- ① 予算の執行は適正に行われているか。
- ② 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ③ 計数に違算はないか。

（2）収入事務

調定事務、徴収事務及び現金取扱事務は適正に行われているか。

（3）支出事務

違法な支出、不当な支出又は不経済な支出はないか。

（4）契約事務

契約の方法及び手続、契約の締結並びに契約の履行は適正に行われているか。

（5）財産管理事務

公有財産の管理及び物品の管理は適正に行われているか。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、大村市監査基準に準拠し、監査の対象に係る関係書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの説明聴取を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 監査委員事務局、競艇企業局、環境センター、図書館、東大村小学校、放虎原小学校、大村中学校、第6会議室及び第8会議室

（2）日程

①期間

（ア）第1期 令和2年9月7日から同年10月30日まで

（イ）第2期 令和2年11月30日から令和3年1月8日まで

②講評

(ア) 第1期 令和2年11月27日

(イ) 第2期 令和3年2月19日

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められるが、次のとおり一部において不適正な事務処理及び改善を要する事項が見受けられた。

各部局におかれては、事務の執行に当たり、引き続き根拠法令等の順守及び各種業務に係る手引、ガイドライン等の活用による適正な事務の遂行と更なる事務の合理化及び効率化に努められたい。

特に契約事務に関しては、指摘事項に至らないものの中に、個々の業務に係る事務は適正に行われているが、複数の業務を一体のものとして事務を執行することが可能と思われるものが散見された。事務の合理化と効率化の観点から、一体のものとして事務の執行が可能なものについては、業務の集約化を検討されたい。

【指摘事項】

<契約事務について>

- 1 官民連携型国際交流事業業務委託において、事務処理の遅滞により、4月当初から1年間分の契約に必要な手続が間に合わず、4月分と5月以降分を分割して契約している。(企画政策課)
- 2 履行期間が重複し、請負業者が同一である業務を分割して発注している。(教育総務課)

令和2年度財務監査（定期監査）の結果に基づく措置の内容

指摘事項	該当課等	措置の内容及び状況
<p><契約事務> 官民連携型国際交流事業業務委託において、事務処理の遅滞により、4月当初から1年間分の契約に必要な手続が間に合わず、4月分と5月以降分を分割して契約している。</p>	企画政策課	今後は、適正に事務を行う。
履行期間が重複し、請負業者が同一である業務を分割して発注している。	教育総務課	今後は、合わせて発注を行う。